

## アジア好利回りリート・ファンド

### 第76期決算および分配金のお支払いについて



平素は「アジア好利回りリート・ファンド」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは第76期決算（2018年1月12日）において、分配金を引き下げることいたしましたので、分配金引き下げの理由や今後の見通しなどについて、Q&A形式でご報告いたします。

#### 分配実績（1万口当たり、税引前）

当ファンドは、継続的な分配を目指しています。当期の分配金（1万口当たり、税引前）は、基準価額の推移や分配対象額（分配可能原資）の状況等を勘案した結果、前期の130円から90円に引き下げることいたしました。

	-	2017年11月	2017年12月	2018年1月	設定来累計 (2018/1/12まで)
	第1～73期	第74期	第75期	第76期	
分配金 (対前期末基準価額比率)	13,360円 (133.6%)	130円 (1.7%)	130円 (1.6%)	90円 (1.1%)	13,710円 (137.1%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	155.0%	4.8%	1.0%	0.8%	172.1%

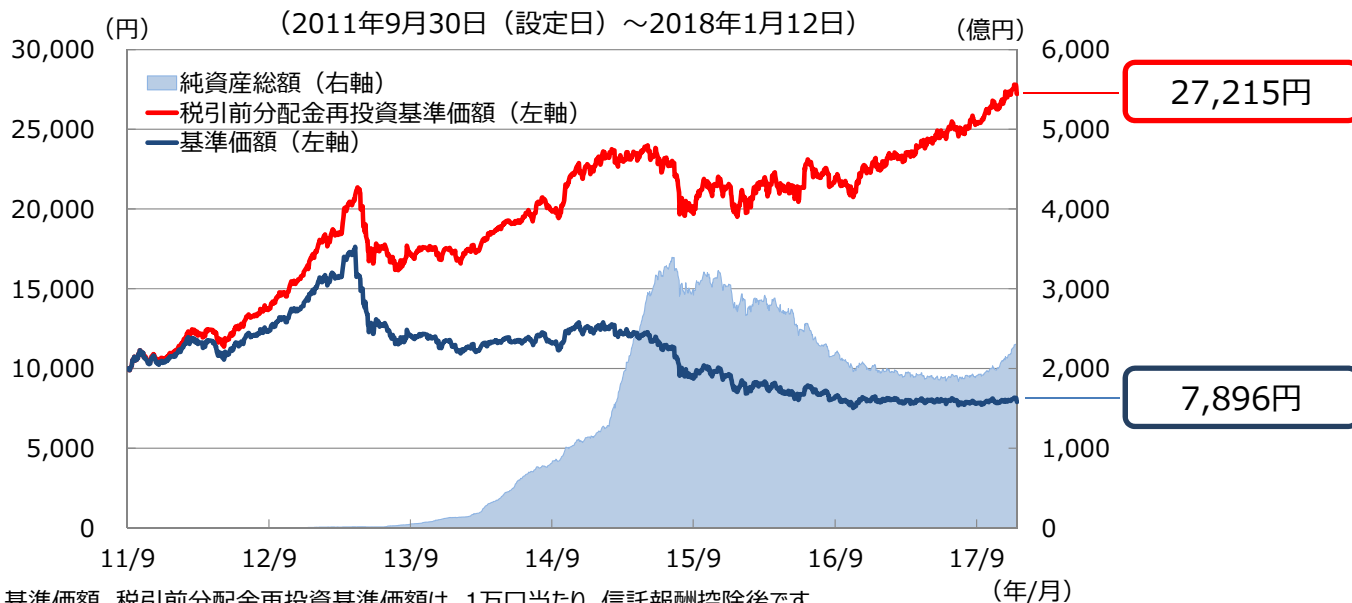
(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～73期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 「騰落率」は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。また、騰落率は設定来累計を除き、期中騰落率を記載しています。

#### 分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

#### 基準価額と純資産総額の推移



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは13ページおよび投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

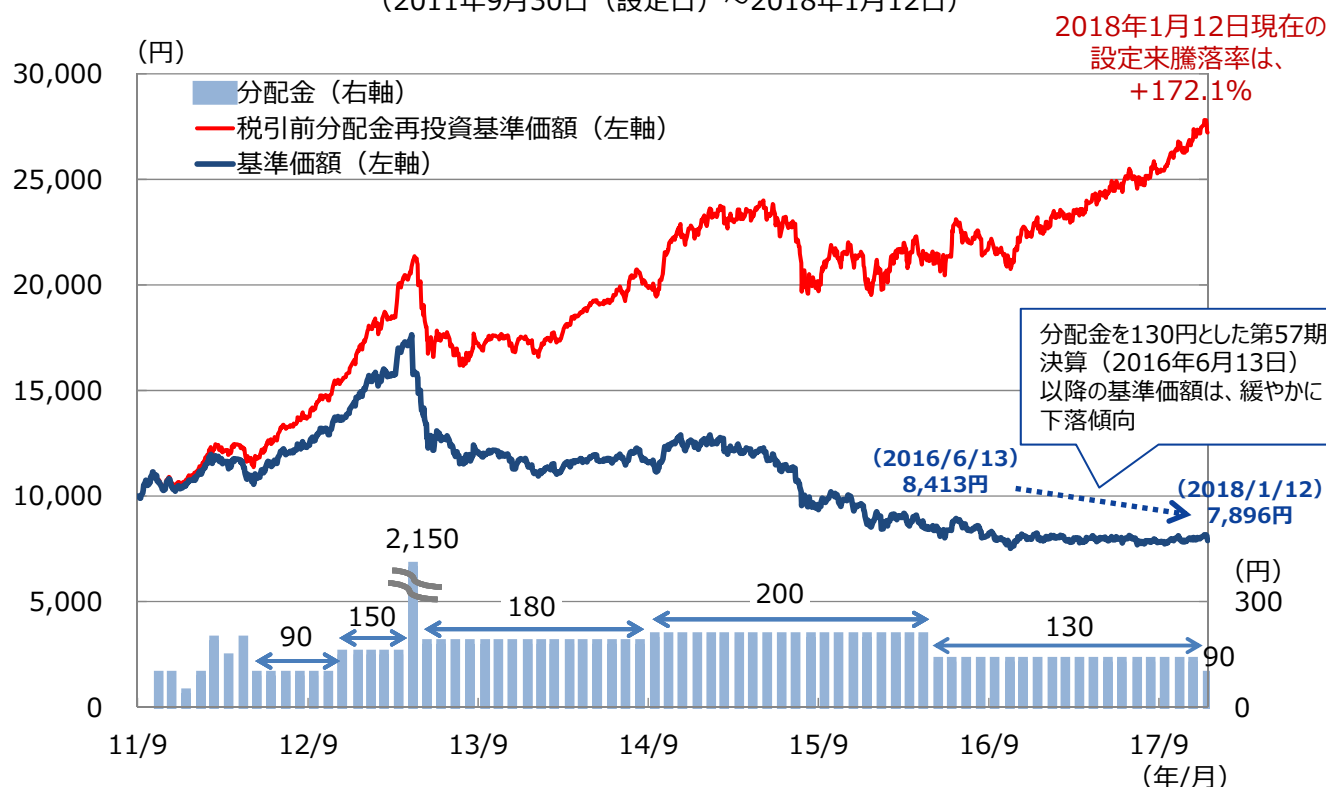
## Q1 パフォーマンスが良好にも関わらず、なぜ、分配金を130円から90円に引き下げるのですか。

### A1 基準価額が緩やかながらも下落傾向で推移したことや、分配対象額（分配可能原資）の状況等を勘案した結果、分配金を引き下げることにいたしました。

- アジア・オセアニアの高い経済成長の恩恵を受け、業績拡大が期待されるアジア・オセアニアリートを投資対象とする、当ファンドのパフォーマンス（税引前分配金再投資基準価額ベース）は、2018年1月12日現在の設定来騰落率が+172.1%と、ファンド設定来高値の水準にあり、中長期的に堅調な推移となっています。
- 一方、当ファンドは、継続的な分配を目指しており、第57期決算（2016年6月13日）以降、毎月130円の分配を維持してきました。この期間においては、ファンド設定時から蓄積してきた分配対象額を活用し、この間に得られた収益を上回る分配を行ってきたこと等から、基準価額は緩やかな下落基調となっており、分配対象額は減少傾向にあります。
- 上記のような状況から、当期の分配金（1万口当たり、税引前）は、基準価額の推移や分配対象額の状況等を勘案した結果、継続的な分配を行うことを目指し、130円から90円に引き下げることにいたしました。

#### <設定来の基準価額と分配金の推移>

（2011年9月30日（設定日）～2018年1月12日）



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。分配実績は1万口当たり、税引前。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

## Q2 2016年6月以降の基準価額の下落要因を教えてください。

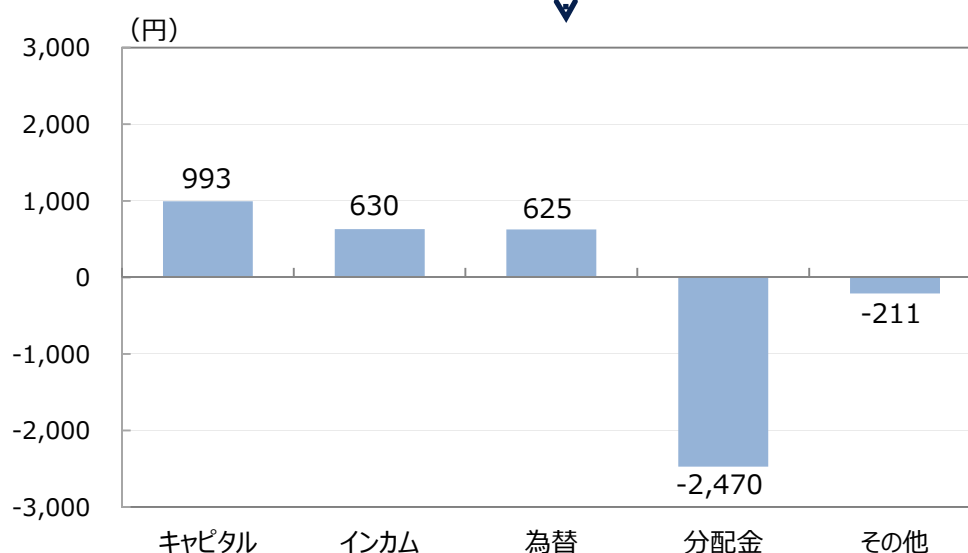
### A2 基準価額の下落の主な要因は、分配金のお支払いによるものです。

- 分配金を130円とした2016年6月から2017年12月の期間における当ファンドの基準価額の変動要因をみると、お支払いした分配金は合計額で2,470円（1万口当たり、税引前）となります。
- また、分配金を除く基準価額の変動要因では、リートのキャピタル（売買損益等）は993円、インカム（配当等収益）は630円、為替要因は625円とそれぞれプラスに寄与しました。
- 結果として、その他の要因を含めた当該期間の基準価額は434円の値下がりとなりました。

#### <当ファンドの基準価額の変動要因>

（2016年5月31日～2017年12月29日）

	基準価額
2016年5月31日	8,491円
2017年12月29日	8,057円
変動額	- 434円



（注1）基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

（注2）上記数値は、簡便法により上記期間の基準価額の変動額を主な要因に分解したもので概算値です。各項目の合計は、四捨五入の関係で基準価額の変動額と一致しないことがあります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

### Q3 分配対象額（分配可能原資）はどのようになっていますか。

**A3** ファンド設定時から蓄積してきた分配対象額を活用し、分配金をお支払いしてきましたが、この間に得られた収益を上回る分配を行ってきたこと等から、分配対象額は減少傾向にあります。

- 下記の通り、分配金お支払い後の分配対象額は、減少傾向にあり、今期決算後の概算分配対象額は、1,298円となっています。なお、当ファンドの分配金は、投資している資産からの配当等収益と売買益等の他、分配対象額の水準も考慮しながら決定しています。分配対象額によってのみ決定されているわけではありません。
- 分配対象額は、ファンドの資産のうち、分配金としてお支払いできる金額の合計で、ファンドが保有している資産から受け取る配当や利子などの「配当等収益」と、投資している資産の値上がり益などの「有価証券売買損益等」に、前の期から繰り越されてきた「前期からの繰越分配対象額」を加えた合計の金額です。
- 分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 分配金は、ファンドの資産から支払われていますので、1万口当たりの純資産額である「基準価額」も、分配金が支払われると、その金額相当分、下落します。

#### <過去6期の分配および分配対象額等の状況>

(1万口当たり、税引前)

項目	第71期 (17/8/14)	第72期 (17/9/12)	第73期 (17/10/12)	第74期 (17/11/13)	第75期 (17/12/12)	第76期 (18/1/12)
当期分配金	130円	130円	130円	130円	130円	90円
基準価額	7,696円	7,804円	7,731円	7,971円	7,921円	7,896円
税引前分配金 再投資基準価額	24,560円	25,320円	25,504円	26,725円	26,993円	27,215円
分配対象額	1,793円	1,688円	1,581円	1,475円	1,368円	1,298円 <sup>(注3)</sup>

(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

(注3) 当資料作成時点の概算値です。

### Q4 今後も分配金を変更する可能性はありますか。

**A4** 基準価額水準や市況動向等を勘案し、見直しが必要であると判断した場合には、分配金を変更する場合があります。

- 継続的な分配を行うことを目指し、今回、分配金（1万口当たり、税引前）を前期までの130円から90円に引き下げることをいたしました。
- 今後も、継続的な分配を目指すことは変わらないため、基準価額水準や市況動向等によって見直しが必要であると判断した場合には、分配金を変更する場合があります。

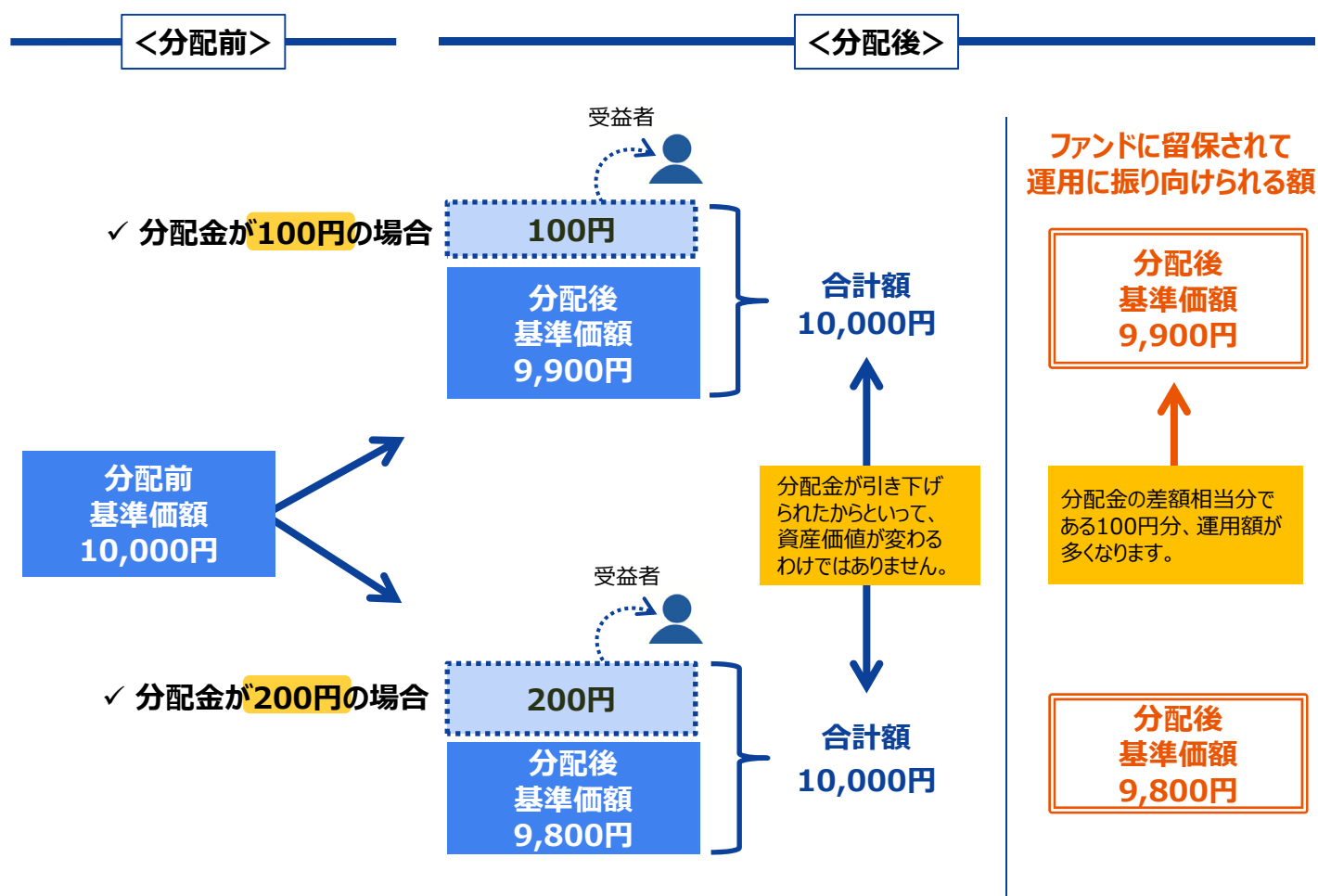
※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

## Q5 分配金が引き下がることで基準価額にどのような影響がありますか。

### A5 受益者の皆さまの資産価値が変わるものではありません。 ただし、分配金の引下げによって分配後の基準価額が異なります。

- 投資信託の分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。したがって、分配金の減額相当分がファンドの純資産に留保され、その分だけ基準価額は下がらずに、運用されます。
- 例えば、分配金を200円から100円に引き下げた場合、その差額100円相当分は、ファンドに留保されます。そのため、分配後の基準価額は、分配金が200円の場合に比べて、100円相当分高くなります。つまり、分配金を引き下げたからといって、受益者の皆さまの資産価値が変わるものではありません。

#### <分配金引き下げと基準価額のイメージ>



## Q6 2018年のアジア各国・地域の経済見通しについて教えてください。

### A6 世界的に堅調な景気と緩やかな金利上昇のもと、引き続き堅調なファンダメンタルズが期待されます。

#### <新興国アジアは6.9%成長が見込まれるなどアジア経済は堅調>

- 2018年のアジア経済は、引き続き世界景気の拡大に伴う外需に加え、低インフレに支えられた個人消費や好調な企業収益、インフラ需要を背景とした投資など内需の増加により、景気拡大を続ける見込みです。2018年の実質GDP成長率は、インドやアセアンが牽引し、新興国アジアが+6.9%と前年より加速する見込みです。ただし、香港やシンガポール等は、中国の景気減速の影響などからやや鈍化すると予想しています。反対に、オーストラリアは、政府によるインフラ投資や資源輸出等の拡大がけん引し、底堅く推移する見込みです。

#### <中国経済は6.5%成長へ緩やかに減速をするものの、安定継続>

- 2018年の中国の経済成長率は+6.5%を予想しています。景気は17年後半から巡航速度に向けて緩やかに減速し、2018年から2019年にかけて安定する見通しです。「中央経済工作会議」において、経済の安定を優先させる方針が継続され、財政政策の維持が見込まれるため、景気の大きな下振れは回避される見込みです。

#### <各国・地域の実質GDP成長率> (単位：%)

年 国・地域	2016年 (実績)	2017年 (予想)	2018年 (予想)
世界	3.2	3.5	3.6
先進国	1.7	2.2	2.1
新興国	4.3	4.5	4.7
新興国アジア	6.4	6.8	6.9
中国	6.7	6.8	6.5
インド	7.1	6.8	7.8
シンガポール	2.0	3.3	3.1
香港	1.9	3.6	2.7
オーストラリア	2.6	2.2	2.9

新興国アジアは、中国、インド、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、その他22カ国（IMFによる分類）。

(注) データは2016年～2018年。2017年、2018年は弊社予想値。インドは年度（4月～3月）ベース。  
(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

## Q7 今後のアジア・オセアニアリート市場の見通しについて教えてください。

### A7 世界的に堅調な景気と緩やかな金利上昇のもとで、引き続き賃料収入の伸びや物件売買などを通じた利益成長が見込まれます。

- アジア・オセアニアのリート市場は、世界的に堅調な景気と緩やかな金利上昇のもとで、引き続き賃料収入の伸びや物件売買などを通じた利益成長が見込まれるため、投資資金が流入する展開が期待されます。
- シンガポール市場は、景気回復や不動産市況の改善などを反映した上昇が続くと予想します。
- 香港市場も堅調な展開が見込まれますが、主要銘柄のリンク・リーートの好材料をかなり織り込んだとみられ、目先は上昇一服感が出そうです。
- オーストラリア市場は、中央銀行が低金利政策を維持するとみられるため底堅い推移を予想します。

※個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨するものではありません。

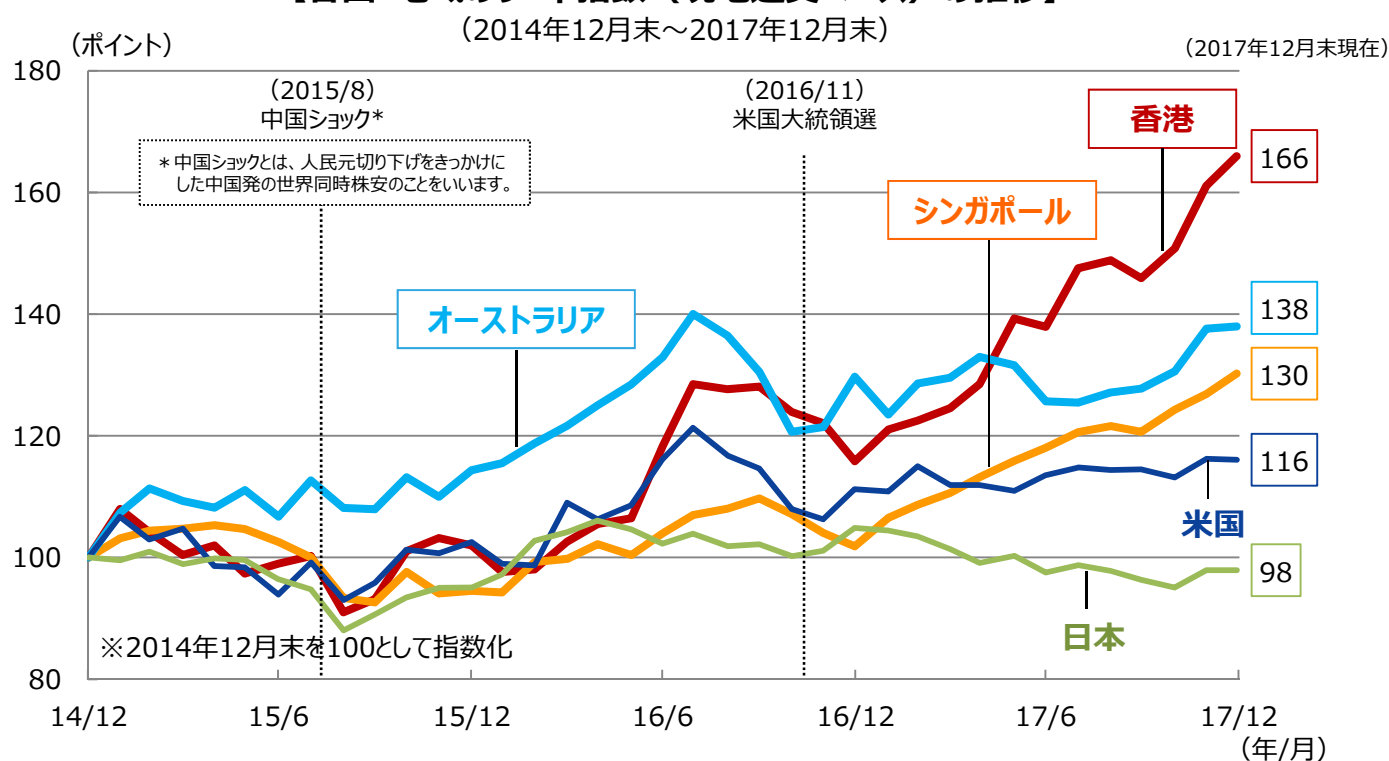
※上記の見通しは当資料作成時点のものであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更することがあります。

## Q8 アジア・オセアニアリートの市場動向等について教えてください。

### A8 相対的に高い利回りに加えて、景況感の改善や、良好な企業業績などから堅調に推移しています。

- 過去3年間の主要リート市場の動きでは、当ファンドが主要投資対象とする、香港、オーストラリア、シンガポールが日米のリート市場を上回るパフォーマンスとなりました。
- アジアの高い経済成長を背景とした、アジア・オセアニアのリートの事業環境は総じて良好である他、相対的な利回りの高さなどがアジア・オセアニアリート市場の支えになっていると考えられます。

#### 【各国・地域のリート指数（現地通貨ベース）の推移】



#### 【各国・地域のリート指数の騰落率】

##### <2015年>

##### <2016年>

##### <2017年>

国・地域	<2015年>		<2016年>		<2017年>	
	現地通貨ベース	円ベース	現地通貨ベース	円ベース	現地通貨ベース	円ベース
香港	+2%	+2%	+14%	+10%	+43%	+37%
シンガポール	-5%	-11%	+8%	+3%	+28%	+33%
オーストラリア	+14%	+2%	+13%	+9%	+6%	+11%
米国	+3%	+3%	+8%	+5%	+4%	+1%
日本	-5%	-5%	+10%	+10%	-7%	-7%

(注) リート指数のデータは、S&P REIT指数の各国・地域指数（トータル・リターン）を使用。

(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

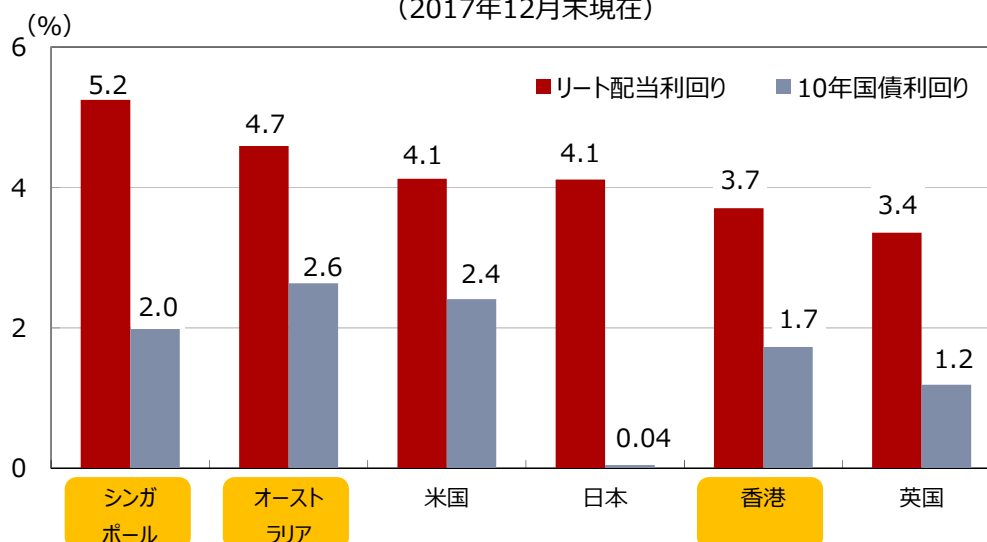
## Q9 アジア・オセアニアリートの魅力について教えてください。

### A9 高い経済成長を背景とした不動産需要の拡大期待に加えて、相対的に高い配当利回りや、財務健全性の高さが魅力となっています。

- アジア・オセアニアリートの配当利回りは、相対的に高い水準にあります。特に、シンガポールとオーストラリアの配当利回りは、主要国・地域を上回る水準となっています。

#### <主要国・地域のリートの配当利回りと長期金利の比較>

(2017年12月末現在)



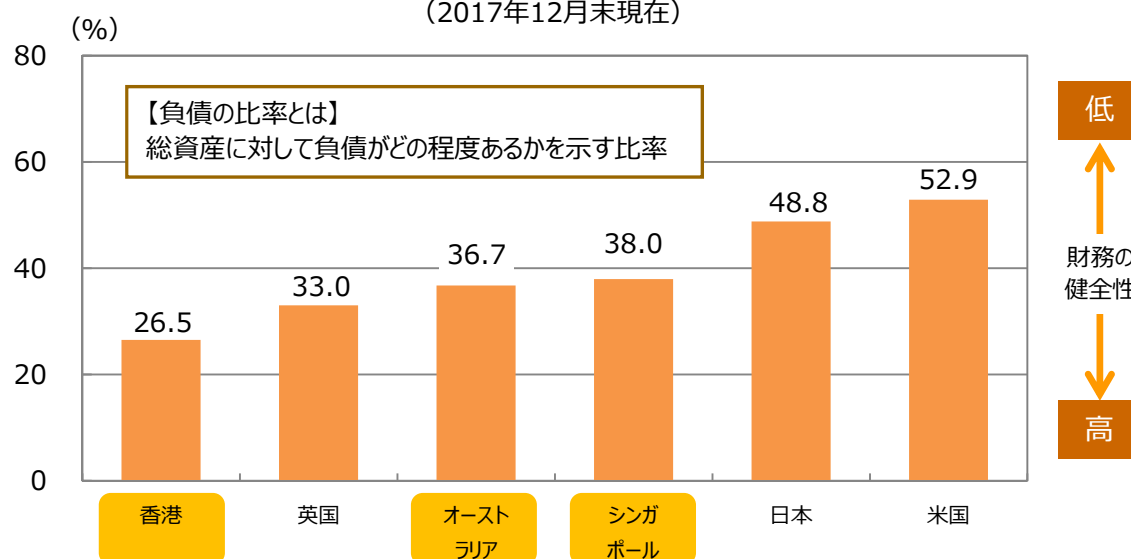
(注) 「リート配当利回り」はS&P REIT指数の各国・地域指数の配当利回り。

(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

- アジア・オセアニア各国・地域のリートは、日米と比べて、相対的に良好な財務状況にあります。
- 負債の比率が低いということは、借入金の比率が低い（財務の健全性が高い）ことを意味するため、金利が上昇した際に支払利息の増加によって収益を圧迫する等の影響が相対的に低いと考えられます。

#### <各国・地域のリートの負債の比率>

(2017年12月末現在)



(注) 負債の比率はS&P REIT指数の各国・地域の採用銘柄を対象に三井住友アセットマネジメント作成

(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



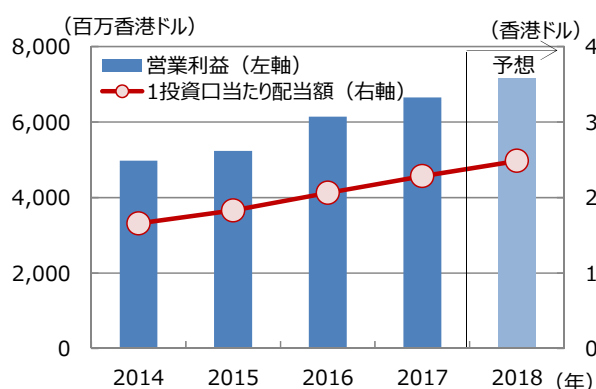
## Q10 アジア・オセアニアリートの業績について教えてください。

### A10 アジア・オセアニアの景気回復傾向を背景に、アジア・オセアニアリートの業績は拡大傾向にあります。

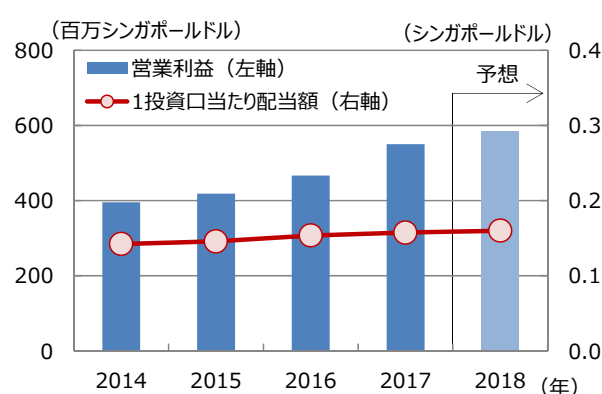
- アジア・オセアニアリートは、景気回復傾向を背景とした不動産市況の改善などにより、今後も良好な業績が見込まれます。

【アジア・オセアニアリートの代表的なリートの営業利益と1投資口当たり配当額の推移】  
(2014年～2018年)

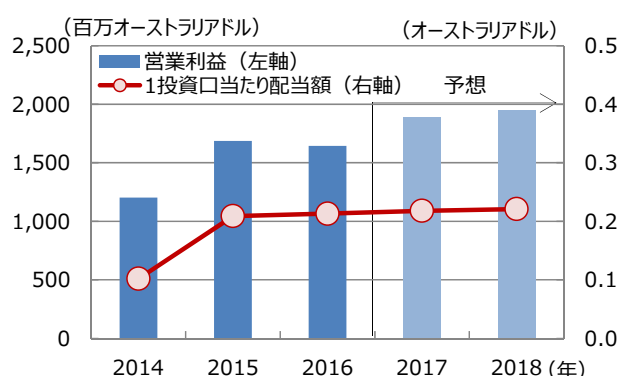
【リンク・リート】 香港：小売



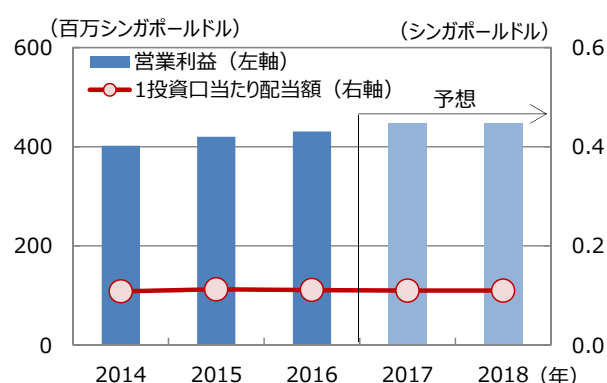
【アセンダス・リート】 シンガポール：産業用施設



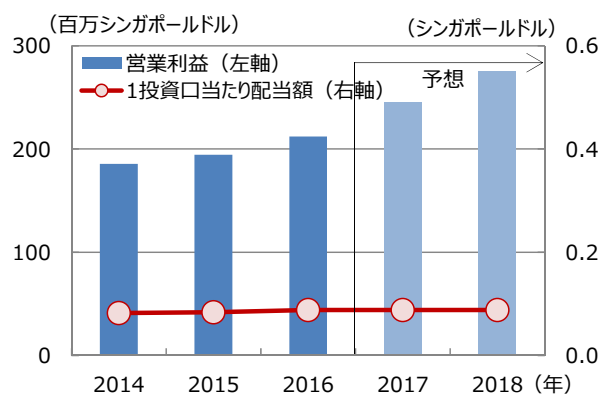
【センター・グループ】 オーストラリア：小売



【キャピタランド・モール・トラスト】 シンガポール：小売



【キャピタランド・コマーシャル・トラスト】 シンガポール：オフィス



(注) 決算期は以下の通り。予想はBloomberg予想。

- ・リンク・リート (3月)
- ・アセンダス・リート (3月)
- ・センター・グループ (12月)
- ・キャピタランド・モール・トラスト (12月)
- ・キャピタランド・コマーシャル・トラスト (12月)

(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセット  
マネジメント作成

※個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨  
するものではありません。

※上記は過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。

## Q11 為替市場の見通しについて教えてください。

### A11 アジア・オセアニア通貨は、総じて堅調さを維持する見込みです。

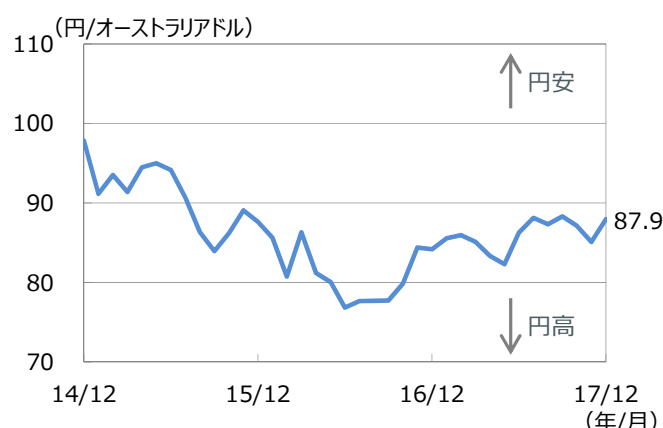
- アジア各国・地域の多くは経済状況が改善しており、経済成長の見通しも良好です。また、米国の利上げは緩やかに進む見通しで、アジアからの資金流出は起こりにくいと見込まれることから、アジア通貨は底堅く推移すると考えられます。
- オーストラリア経済のファンダメンタルズは良好です。政策金利は据え置きが想定されるものの、商品市況の底堅さが見込まれることや、グローバル経済の回復が続く中で、相対的に金利水準が高いことがサポート要因となって、オーストラリアドルは底堅く推移する見通しです。
- なお、米国は2018年3月、6月にも追加利上げを実施する見通しであることから、日米の金利差は緩やかな拡大が見込まれます。このため、米ドル高・円安基調になることが想定され、比較的、米ドルと連動性が高いアジア・オセアニア通貨も中長期的に堅調な展開になると期待されます。

#### <為替（対円）の推移> (2014年12月末～2017年12月末)

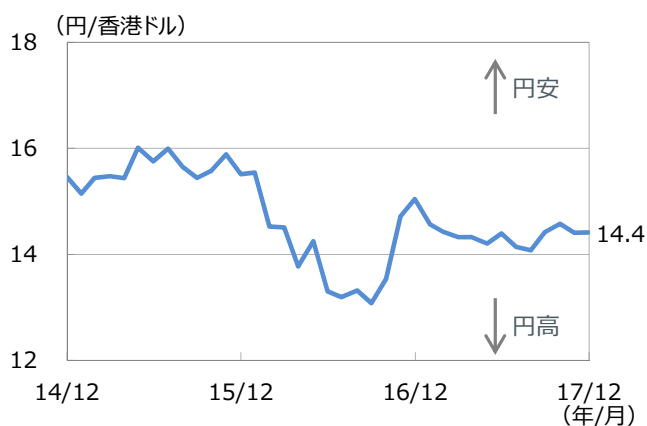
##### <シンガポールドル>



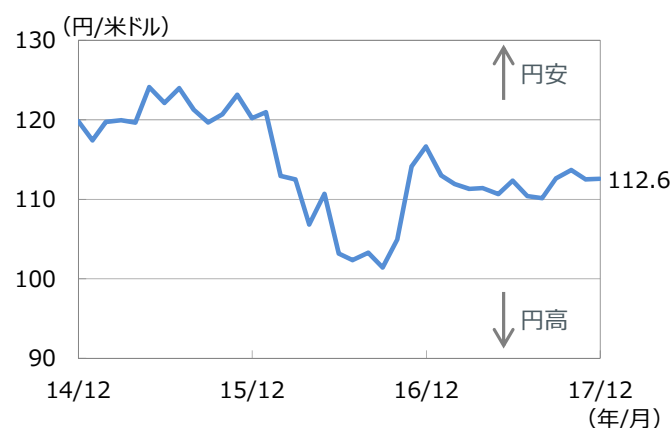
##### <オーストラリアドル>



##### <香港ドル>



##### (ご参考) <米ドルの推移>



(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 【ファンドの目的・特色】

### ＜ファンドの目的＞

投資信託への投資を通じて、主として、日本を除くアジア各国・地域（オセアニアを含みます。）の取引所に上場している不動産投資信託（リート）等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### ＜ファンドの特色＞

- 1 主として、日本を除くアジア各国・地域（オセアニアを含みます。）の取引所に上場している不動産投資信託（リート）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。
  - ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
  - \*ファンド・オブ・ファンズにおいては、不動産投資信託等の有価証券に直接投資するのではなく、他の投資信託を組み入れることにより運用を行います。
- 2 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 3 毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。
  - 原則として毎月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
  - 分配金額は、委託会社が分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 【ファンドのリスクおよび留意点】

### 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の不動産投資信託を投資対象としており、その価格は、保有する不動産投資信託の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

### 価格変動リスク

#### 不動産投資信託（リート）に関するリスク…リートの価格の下落は、基準価額の下落要因です

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

投資対象である外国投資信託において外貨建資産を組み入れますので、当該組入資産通貨の為替変動の影響を受けます。外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。投資対象である外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。為替相場が組入資産通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

#### カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

#### 市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ＜その他の留意点＞

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

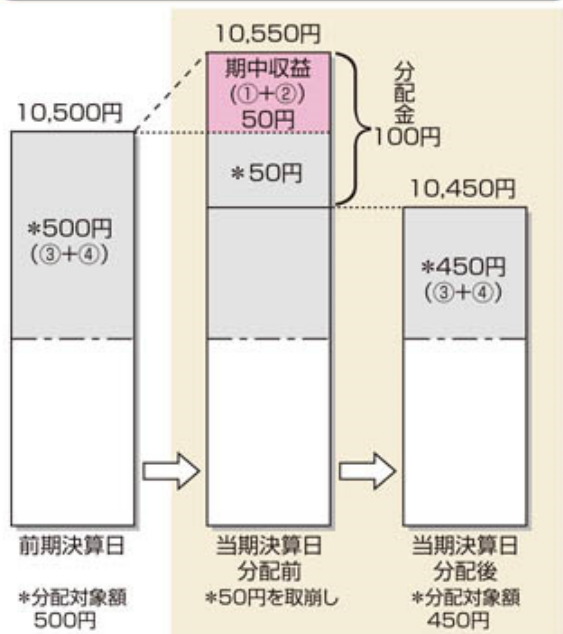
ファンドで分配金が支払われるイメージ



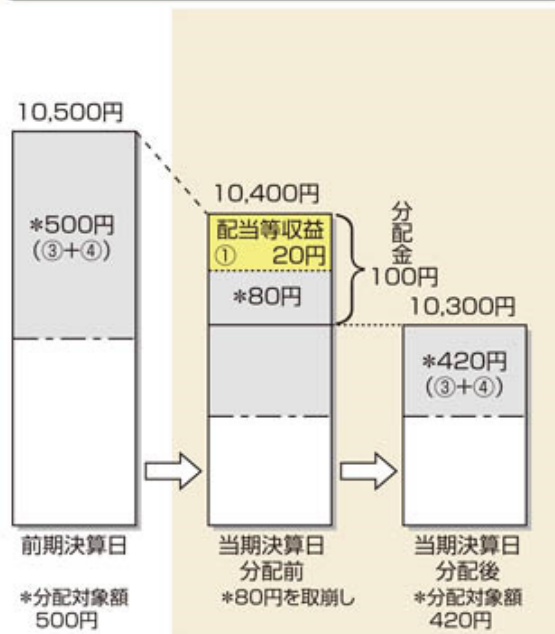
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

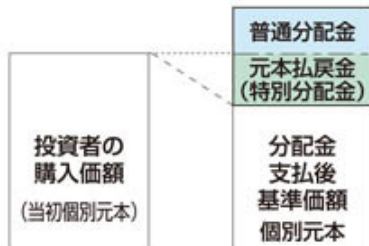


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

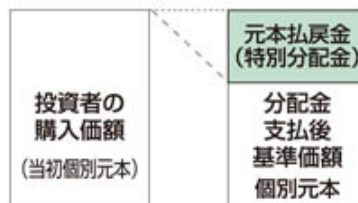
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## ■ お申込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

購入・換金の申込受付日	原則として、申込不可日を除きいつでも購入、換金の申込みができます。
購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降にお支払いします。
申込不可日	シンガポール、香港、オーストラリアの取引所の休業日ならびにシンガポール、香港、メルボルン、ニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
決算および分配	毎月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。 ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
信託期間	2011年9月30日から2025年9月12日まで
繰上償還	委託会社は、主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなったときは、繰上償還します。 委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

## ■ ファンドの費用（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

### ① 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <b>3.78%（税抜き3.5%）を上限</b> として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金時：1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じた額

### ② 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に <b>年1.1124%（税抜き1.03%）</b> の率を乗じた額 ※投資対象とする投資信託の信託報酬等を含めた場合、 <b>年1.8124%（税抜き1.73%）程度</b> となります。
その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

## ■ 委託会社、その他の関係法人

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管および管理等を行います。）
販売会社	委託会社にお問い合わせください。（ファンドの募集・販売の取扱い等を行います。）

## 販売会社①

販売会社名	登録番号	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	備考
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第6号	○		○		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○		○	○	
イチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第35号	○				
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第6号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○	
カブットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○	
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2938号	○				
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第43号	○				
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第170号	○				
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第99号	○				
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長（金商）第1号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○				
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○				
頭川証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第8号	○				
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第121号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第24号	○				
奈良証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第25号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○			○	
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第134号	○				
播陽証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第29号	○				
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第50号	○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第134号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○	
三木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第172号	○				
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第181号	○		○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第199号	○				
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第12号	○				
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第8号	○			○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第1号	○				
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第2号	○				
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第16号	○			○	
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第14号	○				
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○				
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第46号	○			○	
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○				
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第3号	○				
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○			○	
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第578号	○	○		○	
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第61号	○				
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第14号	○				
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○			○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第44号	○				
株式会社東京都民銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第37号	○			○	
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第60号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第11号	○				
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第1号	○				
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第7号	○				
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○				

## ■販売会社②

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	備考
株式会社東日本銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第52号	○				
株式会社福岡中央銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第14号	○				
株式会社北越銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第48号	○			○	
株式会社北都銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第10号	○				
株式会社三重銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第11号	○				
株式会社三井住友銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第54号	○	○		○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第22号	○			○	
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第38号	○				
株式会社八千代銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第53号	○				

## ★★アジア好利回りリート・ファンド 最優秀ファンド賞（REIT型 部門）受賞★★



モーニングスターアワード・  
ファンド オブ ザ イヤー  
2014  
優秀ファンド賞  
（国際REIT型 部門）  
受賞



モーニングスターアワード・  
ファンド オブ ザ イヤー  
2016  
最優秀ファンド賞  
（REIT型 部門）  
受賞

「アジア好利回りリート・ファンド」は、2017年1月30日に発表された「モーニングスターアワード・ファンド オブ ザ イヤー 2016」において最優秀ファンド賞（REIT型 部門）を、2015年1月30日に発表された「モーニングスターアワード・ファンド オブ ザ イヤー 2014」において、優秀ファンド賞（国際REIT型 部門）を受賞いたしました。

当賞は国内追加型株式投資信託を選考対象として独自の定量分析、定性分析に基づき、2014年、2016年において各部門別に総合的に優秀であるとモーニングスターが判断したものです。2014年12月末において国際REIT型 部門に属するファンド215本の中から、2016年12月末においてREIT型 部門に属するファンド394本の中から選考されました。Morningstar Award “Fund of the Year 2014, 2016”は過去の情報に基づくものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、モーニングスターが信頼できると判断したデータにより評価しましたが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。著作権等の知的所有権その他一切の権利はモーニングスター株式会社並びにMorningstar, Inc. に帰属し、許可なく複製、転載、引用することを禁じます。

※上記の評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当資料に評価機関等の評価が掲載されている場合、当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。